

Title	アメリカにおける憲法的名誉棄損法の展開と課題： 「現代的悪意の法理」についての連邦最高裁判所判決 を手がかりに
Author(s)	山田, 隆司
Citation	阪大法学. 2006, 55(6), p. 205-234
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54976
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

アメリカにおける憲法的名誉毀損法の展開と課題

——「現実的悪意の法理」についての連邦最高裁判所判決を手がかりに——

山 田 隆 司

- 一 はじめに
- 二 名誉毀損成立要件の変遷
- 三 公人／私人の区別の基準
- 四 結びに代えて

一 はじめに

表現の自由の保障と名誉権の保護は、マス・メディアの報道において名誉毀損という形で激しく対立する場合がある。⁽¹⁾報道内容が誤っていた場合、特に問題となる。日本では、摘示事実を真実と誤信したことに「相当の理由」があるときは免責される「相当性理論」という判例法理⁽²⁾によって調整が図られている。しかし、この理論は表現の自由の保障を強化するはずだったが、立証責任が表現者にあるうえ、「相当の理由」という曖昧な表現が用いられることから裁判官の主観に左右されやすく、実際の裁判の運用では一般的に表現者に厳しいと言われている。⁽³⁾

これに対し、アメリカ連邦最高裁判所は、一九六四年の *New York Times Co. v. Sullivan*⁽⁴⁾ において、「公職者

〔public official〕がその職務に関して名誉を毀損された場合、表現者の「現実的悪意 (actual malice)」を立証しない限り損害賠償を得ることができないという「現実的悪意の法理」を宣言した。この法理は、公的論点に関する自由で活発な議論を促すため、憲法修正第一条の観点から表現の自由を手厚く保護するものである。

ただ、その後の判例の集積によって現実的悪意の意味は明らかにされていったが、人的対象についての判断は必ずしも明確であるとは言いがたい。公職者だけでなく「公的人物 (public figure)」にも拡大されたものの、どこまで公的人物であるのか、「公人 (public person)」と「私人 (private individual)」を区別するのは何なのかについては、はっきりしない部分が少なからず課題として残されている。

本稿の目的は、現実的悪意の法理についての最高裁判所の判例を手がかりに、アメリカにおける憲法的な名誉毀損法の展開と課題を検討することである。もちろん、名誉毀損法制の異なるアメリカの議論が日本にそのまま妥当するわけではない。しかし、表現の自由の保障と名誉権の保護の調整は日米共通の課題であり、メディア最先進国ともいわれ、先例の豊富なアメリカの判例法理を分析することは日本にも有益であると思われる。加えて、現実的悪意の法理が射程とする公人の範囲に関しては、これまで余り正面から論じられてこなかった。⁷⁾そこで本稿では、New York Times Co. v. Sullivan 以降の判例を典型的に分析し、名誉毀損の成立要件の変遷をたどったあと、判例のなから公人／私人の区別の基準を読み取っていくことにする。

二 名誉毀損成立要件の変遷

1 コモン・ロー

アメリカにおいて表現の自由を重視した憲法的な名誉毀損法が展開されたのは、第二次世界大戦後、二〇年近く

経ってからである。もともと、イギリスのコモン・ロー (common law) の上に展開されていたアメリカの名譽毀損法制⁽⁸⁾では、名譽毀損的な表現は表現の自由の保護を受けないものと考えられていた。名譽権の保護に重きが置かれたコモン・ロー上の名譽毀損の特色を概観すると、被害者は名譽毀損的言説であることを示せばよく、言説の虚偽性や表現者の故意・過失は立証する必要がなかった。反対に表現者は故意・過失・無過失にかかわらず表現の真实性を立証する厳格責任 (strict liability) を負わされた。厳格責任が原則であるから免責される場合を表現者が真实性を立証した場合などに限定していた。最高裁判所も一九四二年の *Chaplinsky v. New Hampshire*⁽¹⁰⁾ において、名譽毀損的表現は、猥褻表現などとともに治安紊乱を引き起こしがちなものであるとして表現の自由の保護範囲の外にあるとした⁽¹¹⁾。その趣旨は一九五二年の *Beauharnais v. Illinois*⁽¹²⁾ でも確認された。

2 New York Times 判決とそれ以降

一九六四年の *New York Times Co. v. Sullivan*⁽¹³⁾ は、名譽毀損的表現にも修正第一条の保護が及ぶことを明らかにした。公職者の職務行為に対する批判については、文書名譽毀損 (libel) 訴訟の原告が現実的悪意を証明しない限り損害賠償を得ることが禁じられたのである。事件は、アラバマ州立大生の入学を巡り発生した同州モンゴメリー市での学生運動をきっかけに、南部の公民権運動への理解と支援を呼びかける一九六〇年三月二九日付 *Times* 紙の意見広告が問題になったものである。警察などを監督する公選の市委員 (City Commissioner) Sullivan は、広告の撤回を求めたが、拒否されたため、州の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。コモン・ロー上の名譽毀損法理によると社会的評価を損なう文書は実際の損害の証明がなくても名譽毀損が成立するとされていたうえ、公民権運動の指導者・キング牧師の逮捕回数など記述の一部に誤りがあって真实性の抗弁もできなかったこと

から、第一審のモンゴメリー郡巡回裁判所では新聞社が敗訴し、請求通り五十万ドル（当時のレートで一億八千万円）という極めて高額の損害賠償を命じる判決が下った。Timesは州最高裁判所に上訴したが、棄却された。しかし、裁量上訴を受理した連邦最高裁判所は、これまでの判例を修正し、Timesを勝訴させたのである。

最高裁判所は、名誉毀損的表現が一切保護を受けないという立場を退けた。むしろ「公的論点に関する議論は、制約されず、力強く、かつ広く開かれていくべきであり、しかも政府と公職者に対する激しく、辛辣で、時には不快なほど鋭い攻撃を含んでもよい」という原則を強調する。そして、「自由な論争において誤った言説は不可避であり、しかも表現の自由が『生き残ることに……必要とする』ところの『息をつくスペース』を持つためには、それは保護されねばならない¹⁵⁾」とした。被告が立証責任を負う真実性の抗弁では、立証の難しさや裁判費用がかさむことから、公職者への批判が真実であると確信しているも公表を差し控えるようになってしまふ。これでは修正第一条と修正第一四条に矛盾する。それゆえ「公職者は、自らの職務行為に関する名誉毀損的虚偽表現に対して、その言説が『現実的悪意』をもって——すなわち、それが虚偽であることを知っていて、あるいは虚偽か否かを無謀にも無視して——なされたことを立証しない限り、損害賠償を得ることが禁じられる。これは憲法上の保障が要求する連邦のルールである¹⁶⁾」と宣言し、本件での名誉毀損成立を否定した。それまで被告である表現者が真実性の立証責任を負担していたが、原告が公職者で公務に関する表現をめぐる争いの場合、被害者が虚偽性の立証責任を負い、しかも現実的悪意まで立証しなければならなくなったのである。これが「New York Times 判決の法理」、あるいは「現実的悪意の法理」と呼ばれるものであり、それまで不法行為法の一部として州の裁判所に委ねられていた名誉毀損事件が憲法化する契機となった¹⁷⁾。

この Times 事件は、市委員という公職者が職務行為への批判に対して提訴したものであるが、こうした公人に

よる「公的関心事 (matter of public concern)」すなわち「公人／公事」の類型での責任基準を明らかにしたと言えよう。その後、名誉毀損の被害者が「公人」か「私人」か、表現内容が「公的関心事」か「私的関心事」か、これら四要素の組み合わせによって名誉権の保護と表現の自由を調整する枠組みが展開されていくのである。⁽¹⁸⁾

Times 判決以降の十年間は、現実的悪意の法理の適用対象をめぐる論点についての判断が積み重ねられた。まず、一九六四年の *Garrison v. Louisiana* において法理が刑事名誉毀損にも適用されることが明らかにされ、⁽¹⁹⁾ 公職者の職務行為に関する真実の名誉毀損的表現は修正第一条の保障対象であることが確認された。⁽²⁰⁾ 次に、世間の耳目を集めた犯罪の被害者家族が起こしたプライバシー侵害訴訟である一九六七年の *Time, Inc. v. Hill* は、本件原告が公的人物に該当するかどうかには疑問があったにもかかわらず、法理の適用を認め、公的関心事についての誤謬を含む報道には現実的悪意の証明が必要であるとした。⁽²¹⁾ 原告が公人でなくても公的論点に関する問題ならば、すなわち「私人／公事」の類型には現実的悪意の法理が適用されることが示唆されたのである。

続いて、同じく一九六七年に一緒に下された *Curtis Publishing Co. v. Butts* ⁽²²⁾ *Associated Press v. Walker* ⁽²⁴⁾ では、現実的悪意の法理の対象が公的人物にまで拡大された。前者は民間団体である州体育協会に雇用されていたジョージア大学体育監督で著名な元フットボール部コーチ、後者は政治活動に関与していた退役陸軍将校が原告となった。事案の処理に関しては意見が分かれたものの、両事件の原告は、その立場を規範的にみて公的人物として特徴づけられうる⁽²⁵⁾とされた。前者は他大学との試合で不正が行われていたとする報道をめぐる事件であり、後者はミシシッピ大学構内での集団暴動に関する報道をめぐる事件である。双方とも公衆が正当な関心を持つ問題である⁽²⁶⁾と見うることから、「公人／公事」の類型に該当すると言えよう。さらに、一九七一年の *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.* ⁽²⁶⁾ では、二人の裁判官が相対多数意見として、原告が猥褻文書を頒布した容疑などで逮捕され、

起訴後に無罪となった無名の市民でも、猥褻出版物の規制問題という公的関心事に関する表現に対して現実的悪意の法理の適用を認めた。「私人／公事」の類型である本件において、同法理の適用で重要なのは原告の地位ではなく論点が公共の利害に関するか否かであるとしたのである（いわゆる「公的関心事のテスト」）。

しかし、一九七四年の *Gertz v. Robert Welch, Inc.*⁽²⁷⁾ 及び *Rosenbloom* 判決の相対多数意見で現実的悪意の法理の射程を拡大した「公的関心事のテスト」を否定し、「私人／公事」の類型では現実的悪意の法理は適用されないことを示した。本件は、広く話題となったシカゴの警察官による殺人事件で、ある程度著名な弁護士 *Gertz* が被害者遺族の代理人を務めたところ、事件が捏造で札付きの共産主義者と極右団体の月刊誌 *American Opinion* に決め付けられたことから名誉毀損の訴えを起こしたものである。最高裁判所は、本件の主要な論点は「公職者でも公的人物でもない私人」⁽²⁸⁾ に関する名誉毀損的言説に対し、憲法上の免責特権を主張できるか、すなわち *Times* 判決の法理が認められるかどうかであるとした。公人は、社会の出来事で特別顕著な役割を引き受け公的論争の最前線に自らを投げ入れた故に自らに関する名誉毀損的虚偽の侵害、すなわち批判的言論の増大したリスクに対して自発的に身をさらすという「危険負担」をしているし、誤った言説に反論するためマス・メディアにアクセスする能力を有しているから、言説には言説論で対抗するという原則が妥当し、*Times* 判決の法理が適用される⁽²⁹⁾。これに対し、私人は、公職を引き受けたことも名誉を保護する利益を放棄したこともないし、公人よりも侵害に傷つきやすく名誉を保護する要請が強いから、*Times* 判決の法理は適用されず、異なる基準が必要となる⁽³⁰⁾。従って、原告が私人の場合、名誉に対して明白な実質的危殆となるような名誉毀損的言説には、州は無過失責任 (*liability without fault*) を課さない限り適切な責任基準を規定しようとした⁽³¹⁾。コモン・ローの厳格責任を表現者に負わずと萎縮効果が大きいため「私人／公事」の表現については「過失 (*fault*)」の立証を要する。過失責任が私人に関する名誉毀

損の責任原則になったのである。ただし、懲罰的損害賠償は現実的悪意の立証がある場合に限られ、その立証がない場合には現実的損害に対する賠償のみを命じうると判断した。⁽³²⁾ Rosenbloom 判決の相対多数意見によって示された「公的関心事のテスト」については、名譽の保護を容認できない程度にまで制限し、個別事例ごとに公的関心事に該当するかどうかを裁判官に強いるという余分な難問を引き起こすから、採用できないとした。⁽³³⁾

こうして Gertz 判決以降、原告が公人が私人かを区別することが決定的に重要になった。⁽³⁴⁾ 「公人／私人のテスト」と呼ぶのが、この Gertz ルールは、一九七六年の Time, Inc. v. Firestone⁽³⁵⁾、一九七九年の Hutchinson v. Proxmire⁽³⁶⁾、Reader's Digest Ass'n, Inc. v. Proxmire⁽³⁷⁾ などで確認された。

3 複合テスト

一九八五年の Dun & Bradstreet, Inc. v. Greenmoss Builders, Inc.⁽³⁸⁾ は、相対多数意見であるものの、「公的関心事のテスト」⁽³⁹⁾ を十四年ぶりに導入した。名譽毀損的表現に関して被害者の地位ではなく表現内容が問題であるという基準を踏襲したのである。本件は、建設業者の自己破産という虚偽情報を信用調査会社が五人の契約者に提供したことで名譽を毀損されたとして建設業者がバーモント州の裁判所に提訴した事件である。裁量上訴を受理した連邦最高裁判所における三人の裁判官による相対多数意見は、まず本件の論点として「私人／公事」⁽⁴⁰⁾ の類型における Gertz ルールが「公的関心事にかかわらない虚偽かつ名譽毀損的言説に適用されるかどうかである」と指摘した。Gertz ルールは公人が起こした文書名譽毀損訴訟における修正第一条の保護と州の利益〔名譽保護〕の調整であると位置づけたうえで、私人は名譽毀損的言説の危険に自ら進んで身をさらしておらず、批判的言論に反論する機会にも恵まれていないから、州には私人の名譽を保護する強い理由があるとし、私的関心事に関する言論には憲法上

の保護がより少なく、「修正第一条の保護の核心」は公的関心事についての言論である⁽⁴¹⁾、と述べた⁽⁴²⁾。本件の破産情報⁽⁴³⁾は、五人の契約者に限定され、他には漏らさないことが契約によって定められていたことから、公的関心事にはあたらず、Gertz ルールの適用はな⁽⁴⁴⁾と判断した。公的関心事ではない言論は憲法的価値が低いという見地から、「名誉毀損的な言説が公的関心事にかかわらない場合、『現実的悪意』の立証を欠く名誉毀損訴訟において推定的および懲罰的損害賠償を認めることは修正第一条に違反しない」という結論を下した。Gertz 判決のような「私人／公事」の類型だけでなく、「私人／私事」の類型でも現実的悪意の法理は適用されないことが確認されたのである。この相対多数意見は、原告が公人か私人かを判断する「公人／私人のテスト」と、問題の事実が公的関心事か否かを判断する「公的関心事のテスト」を組み合わせた「複合テスト」を示した点が注目される。

一方、一九八六年の Philadelphia Newspapers, Inc. v. Gheppis⁽⁴⁵⁾ は、「私人／公事」の類型である。本件は、軽飲食物販売店チェーン関連会社の主要株主である原告 Gheppis が組織犯罪と関係があることを利用して州政府などから特別扱いを受けた疑いがある、と被告の発行する Philadelphia Inquirer 紙が報じたため、Gheppis が発行会社などを相手取ってペンシルバニア州の裁判所に名誉毀損訴訟を提起したものである。裁量上訴を受理した連邦最高裁判所は、修正第一条に適合するためにコモン・ローを作り変えうる「二つの力」として、「原告が公職者もしくは公的人物か、または私人か」と「問題になっている言論が公的関心事であるかどうか」を挙げ、名誉毀損訴訟が「私人／公事」の場合、マス・メディアから損害賠償を得るにはコモン・ローよりもかなり高い条件、すなわち被告の現実的悪意が憲法によって要求されるが、Gertz 判決のような「私人／公事」の場合、現実的損害には現実的悪意を立証する必要はなく、Dun & Bradstreet 判決のような「私人／私事」の場合はコモン・ローの特色の変更を強いるわけではないとした⁽⁴⁶⁾。私人が原告になり言論内容の新聞記事は公的関心事である「私人／公事」の類型にあた

る本件では、真実性の立証責任を被告が負担するという虚偽性に関するモン・ローのルールを修正し、私人たる原告が損害を回復するには、被告に過失があることのみならず、言説が虚偽であることの立証責任をも負うことを憲法が要求している、と判示した。⁽⁴⁷⁾ 本判決は、真実の言論を保護してマス・メディアの萎縮効果を防ぐという憲法の要請をみたすため、虚偽性の立証責任を被告から原告に転換させた点に意義がある。

なお、「公人／私事」の類型は、これまでのところでは最高裁判所判決は見当たらない。この場合は名譽毀損というよりプライバシー侵害とされる。⁽⁴⁸⁾

こうして固まった判例法理の基本的枠組みは、およそ以下の通りである。

まず、原告が公人か私人かを判断する「公人／私人のテスト」がある。これに、問題の事実が公的関心事か否かを判断する「公的関心事のテスト」が加わる。この二つのテストの組み合わせ「複合テスト」⁽⁴⁹⁾によって現実的悪意の法理を適用するかどうか決定される。原告が公人（公職者あるいは公的人物）の場合、同法理が適用され、原告は表現者の現実的悪意を立証しなければならない。原告が私人の場合、被告に何らかの過失がある限り、州は自由に責任基準を決定できる。但し、この場合でも原告には虚偽性の立証が必要となる。州は被告に現実的悪意があったことを証明できない限り、現実には被告が損害以外の賠償を命じることはできない。現実的悪意の意味は、*Curtison v. Louisiana* において明らかにされ、*Brennan* 裁判官は「恐らく虚偽であろうことの高度の認識」⁽⁵⁰⁾と極めて厳格に解釈した。*St. Amant v. Thompson* において⁽⁵¹⁾、現実的悪意についての州の最高裁判所の解釈が問題となり、「無謀な無視（reckless disregard）」の意味が明らかにされた。すなわち、「被告が自らの公表したことの真実性について重大な疑問を実際に抱いていた、という結論を認めるのに十分な証拠がなければならぬ。このような疑問をもって公表することが、真実性または虚偽性に対する無謀な無視を示し、現実的悪意を実証することにな

「⁵²」とした。この立場は、「Time, Inc. v. Paper⁽⁵³⁾」において確認された。

三 公人／私人の区別の基準

複合テストを前提にしても、原告が公人かどうかで保護の程度が大きく異なることから、公人と私人の区別は極めて重要であることは間違いない⁽⁵⁴⁾。原告が公人ならば、表現者に現実的悪意のあったことを原告が立証するという極めて重い負担が課せられる。これに対し、原告が私人ならば、表現者に過失があったことを立証さえすればよく、懲罰的損害賠償を得ようとするときのみ現実的悪意を証明することが求められているにすぎない。

最高裁判所は、「名誉毀損の原告を区別することは困難ではない⁽⁵⁵⁾」とする。そして公人に関して、「公職者と公的人物は、自らに関する名誉毀損の虚偽の侵害の増大したりリスクを自発的に負担した⁽⁵⁶⁾」、あるいは「成功して名を馳せたり、あるいは公衆の注目を集めようとする活動力や出世のゆえに……分類された人々⁽⁵⁷⁾」と述べ、「公職者と公的人物は通常、有効なコミュニケーションの経路にかなり大きなアクセス能力を持ち、従って通常、虚偽の言説を打ち消す現実的な機会を私人よりも持っている⁽⁵⁸⁾」としている。一方、私人については「侵害に対して、より傷つきやすく、私人を保護する州の利益は、それ故に重要なことである⁽⁵⁹⁾」と指摘し、「公職を引き受けなかったし、『社会を秩序づけるうえで有力な役割』も引き受けなかった。……自身の名声を保護することについての関心のどんな部分も放棄しなかった。……従って、私人は公職者や公的人物よりも侵害に傷つきやすいだけでなく、より権利の回復に値するのである⁽⁶⁰⁾」と述べている⁽⁶¹⁾。

しかし、公人と私人の区別について、最高裁判所の判断は必ずしも明確であるとは言い切れないようにも思われる。両者の区別は精密科学とはいえないが、判例におけるパターンは識別でき、公的人物とみられる原告の類型を

熟慮することは有益であるという指摘もある⁶²。そこで判例を分析して基準を探りたい。まず公職者か否かの判断にどのような事例があるかを見ていく。次に「民間人の原告を分類するというさらに複雑な問題」⁶³を検討する。

1 公職者 (public official)

公職者については、現実的悪意の法理が導入された目的を踏まえて検討する必要がある。公務員すべてが公職者という訳ではない⁶⁴。公的論争に関係がなく単純作業に従事するだけの下級公務員を、公職者に含めることはできない。最高裁判所も一九六四年の *Times* 判決において、公職者の意味が政府の下級公務員にまで広がることを決める根拠がない、としている⁶⁵。この判決は、公選の市委員としての地位が明確に彼を公職者にしたと判示する一方、公職者の範囲がどこまでなのかについては将来の判断に委ねた⁶⁷。

一九六五年の *Henry v. Collins*⁶⁸ において郡検事 (county attorney) および警察署長 (chief of police) に *Times* ルールが適用されたあと、一九六六年の *Rosenblut v. Baer*⁶⁹ において、その輪郭が明らかにされた。最高裁判所は「政府における地位には外見上重要性があるから、すべての公職者の適格性と行為への公衆の関心を超えて、その地位にある人の適格性と行為に公衆は独立した関心を持つ⁷⁰」と述べ、公職者を地位によって一般と特別の二つに分け、後者に公衆の正当な関心が集まることを示唆した。「政府批判は、自由な討論において憲法的に保護される領域のまさに中核である。政府の諸作用に責任を持つ人に対する批判は政府批判自体が処罰されないように自由でなければならぬ⁷¹」としたうえで、「『公職者』の意味は、政府の事務行為について掌握、もしくは実質的責任を持っている、または公衆には持つて見えるように見える上級政府職員に属する者に少なくとも当てはまることは明らかである⁷²」と一般論を定立したのである。さらに、郡の委員らが雇用した郡公共レクリエーション地域の監督責任者が

公職者に該当することを示唆し、公職者に当てはまるかどうか審理するようニューハンプシャー州最高裁判所に差し戻した。その後、一九六七年の Beckley Newspapers Corp. v. Hanks⁽⁷³⁾ において公選の郡裁判所書記官 (court clerk)⁽⁷³⁾、一九六八年の St. Amant v. Thompson⁽⁷⁴⁾ (は郡法執行官代理 (deputy sheriff))、一九七一年の Time, Inc. v. Pape⁽⁷⁵⁾ (は警察の副刑事部長 (deputy chief of detectives))⁽⁷⁵⁾、Times ルールが適用されている。一九七一年の Ocala Star-Banner Co. v. Damron⁽⁷⁶⁾ (は、市長が「疑いなく『公職者』』と認定されている。

一九七四年の Gertz 判決においては「公職を得ようとする人は、公的問題に関わりあう一定の必然的な結論を受け入れなければならない。……公衆の関心は『公職者の職務の適格性に関係するかもしれない何にでも』拡大し……『公職者の個人的な属性の中で、不誠実さ、不正行為、不適當な動機以上に職務の適格性に密接に関係するものはほとんどない』」⁽⁷⁷⁾と、Garrison 判決を引用しながら、公職者の意義について言及している。

一方、一九七九年の Hutchinson v. Proxmire⁽⁷⁸⁾ では、行動に関する研究をする科学者で、州立精神病院の研究責任者を務め非常勤の大学教授でもあった者が公人に該当するかどうか争われた。本件は、ミシガン州の公務員 Hutchinson の研究に連邦政府の機関などが補助金を出したことについて上院議員 Proxmire が「公費無駄遣い賞」を与えて批判したことに対し、Hutchinson が名誉毀損訴訟を提起したものである。下級審段階では、原告は公費補助への批評という限定的目的にとつて公的人物に該当すると判断していた。しかし、最高裁判所は、八人の裁判官による法廷意見において、これを否定した。Hutchinson は「他の者に影響を及ぼすため公的論争に自らを、あるいはその見解を投げ込まなかった」⁽⁷⁹⁾としたうえで、公費支出に関する広範な問題において顕著な役割を引き受けたことはないし、補助金の受領も公的人物のレベルをみたすのに不可欠なほどの公的注目と批評を招いたということとはできず、しかもメディアへの定期的継続的なアクセスも有していなかったとして、公的人物ではないと結論づ

けたのである⁽⁸⁰⁾。この判決は、公職者の範囲を限定する意味を持つものと言え、下級審の拡大傾向に一定の歯止めをかけることを示唆したものと評価しうる⁽⁸²⁾。

公職者は一般的に、政策決定権があり虚偽言説に反論するためメディアへのアクセスを私人より著しく多く享受している者に限定するべきであるとされている⁽⁸³⁾。こうしてみると公職者とは、高い地位にある上級官僚 (public officer) として普通分類される人々および政府の権限を実質的に行使する公務員 (public employee) を指すとみられる⁽⁸⁴⁾。具体的には、政治家や中央官庁の幹部職員などが挙げられよう。

次に、かつて公職者であった者については、*Rosenblatt v. Baer* において、原告が名誉を毀損されたときに公職者の地位になかったとしても、公的論点についての公的関心事を勘案すると公職者に該当しうるとされていた⁽⁸⁵⁾。一方、*Gertz* 判決においては、原告は名誉毀損的表現が公表された数年前に短期間、市長から任命され住宅委員会の委員だったとしても、名誉毀損時には政府の地位になかったことから公職者ではない⁽⁸⁶⁾、とされた。学説では、かつて公職者であった者は、その元の職務についての論評に関しては公職者のままである、という理解がある⁽⁸⁷⁾。

さらに、公職の候補者についてはどうか。一九七一年の同日に判決が下された *Monitor Patriot Co. v. Roy* では上院議員候補 *Ocala Star-Banner Co. v. Dannon* ⁽⁸⁸⁾ では地方選挙の候補について判断が示された。最高裁判所は、この二訴訟において全員一致で、*Times* 判決の法理を候補者に拡大した⁽⁹⁰⁾。前者は、ニューハンプシャー州民主党の上院議員予備選挙の三日前、候補者が以前犯罪行為をしたとして「元三流密売人」と決め付けた記事を日刊紙が掲載した事件である。最高裁判所は、候補者の行為が論議されるべきとき、*Times* ルールは候補者の公職の適格性に関連するかもしれないあらゆることを含むべきであると判断し⁽⁹¹⁾、*Times* ルールが適用されるために「犯罪行為の嫌疑が時間的あるいは場所的にどれほど離れていたとしても……公職者あるいは候補者の公職の適格性と無関係であ

るはずがない⁽⁹²⁾という結論を下した。後者は、市長であり郡の課税額査定官候補でもあった者が市民的権利訴訟で偽証したとして起訴された、とフロリダ州の地方紙に報じられたことから、名誉毀損訴訟を提起したものである。報道内容は彼の兄弟に関するもので、候補本人にとっては明らかに誤りだった。しかし、最高裁判所は、市長および公職の候補者としての地位において彼は「Times」ルールが適用される範囲内にあるとしたうえで、候補者の犯罪行為について Roy 判決を引用し、公職候補者の犯罪行為の嫌疑は公職の適格性と密接な関連がある、と判示した⁽⁹⁴⁾。

一九八九年の *Harte-Hanks Communications, Inc. v. Connaughton*⁽⁹⁵⁾ では、裁判官候補者についての判断が示されている。本件は、オハイオ州における裁判所幹部の汚職事件の捜査に関連して市裁判所裁判官の候補者が「卑劣な企み⁽⁹⁶⁾」をしたという疑惑を持たれていると地方紙が投票直前に報じたのに対し、候補者が記事は虚偽であり、しかも現実的悪意をもって報道したと損害賠償請求訴訟を起こしたものである。最高裁判所は、候補者が公的人物であることを前提に審理し⁽⁹⁷⁾、本件記録の証拠を検討した結果、新聞社の現実的悪意を認め⁽⁹⁸⁾た。

2 公的人物 (public figure)

公人のうち公職者については、上級、下級といった職階のどこに線を引くかといった点で議論の余地があるものの、公務員の身分を有しているかどうかは明確であるといえるため、特に公的人物の範囲が重大な意義をもつ⁽⁹⁹⁾。

では、公的人物とは一体どのような人のことをいうと理解すべきなのだろうか⁽¹⁰⁰⁾。

Butts ⁽⁹¹⁾ *Walker* 判決においては、公職者ではないが「公衆が正当で重要な関心を持つ問題に関わった」⁽¹⁰¹⁾人をさすとしている。換言すれば、その立場のみによって、あるいは重要な公的論争に自らを投げ入れるような意図的行動によって公的人物としての地位に達し、十分に継続的な公的関心を集め、名誉毀損的言説の虚偽を議論に

よって暴ける反論手段に十分なアクセスを有する人をいう。⁽¹⁰⁾ Warren 首席裁判官の意見において、公的な問題や出来事に関する公的人物の見解や行動は公職者と同じくらい市民に大きな関心を持たれるとしたうえで、公的人物と公職者について異なった立証基準を採用する根拠はなく、公的人物は社会を秩序づける際に重要な役割を果たし政策に影響を及ぼすから Times 判決の法理が適用されるべきである、としたことに注意を払う必要がある。⁽¹¹⁾

Gertz 判決において最高裁判所は、公的人物の地位が公的問題の解決に重要な役割を果たす人に適用されるべきことを明らかにした。⁽¹²⁾ ここでは公的人物として二タイプが構想された。第一は、重要な問題の解決において重要な役割を果たしたために、すべての目的から public figure と目される人々である。第二は、公衆にとって重要な特定の論争あるいは問題の解決に向けて自らを自発的に投げ入れた public figure の人々である。また、「公的人物として分類された人々は、「公職者と」同様の立場にある。……この地位に達する人々の大部分は社会の出来事で特別顕著な役割を引き受けた。……いずれの場合でも、公的人物は注目と批評を招く⁽¹³⁾と指摘したが、類型ごとの厳密な定義や判断基準は指し示さなかった。⁽¹⁴⁾

現在、公的人物として以下の三つの類型が認められている。⁽¹⁵⁾ 第一の類型は、社会の出来事に顕著な役割を果たし、すべての観点から public figure と目される「全面的公的人物 (general public figure)」である。全面的公的人物には至らない「限定的公的人物 (limited public figure)」は、特定の論争に自発的に参加し限られた問題についての public figure と目される「自発的公的人物 (voluntary public figure)」と、意図することなく公的論点に巻き込まれた「非自発的公的人物 (involuntary public figure)」の二つに分けられる。

① 全面的公的人物

単に「コミュニティーや職業上の出来事への市民的参加」では足りず、「コミュニティーにおける一般的な名声あるいは悪名の明確な証拠、および社会の出来事への広範な関与」が必要であるとされる。最高裁判所は「人生の全ての局面における公的な著名人 (public personality)」と表現したり、「あらゆる点で公的人物とみなされるくらい説得力と影響力のある地位を占める者」⁽¹⁰⁾ または「あらゆる点、あらゆる文脈で公的人物となるくらい全面的に広がる名声あるいは悪名を馳せる」者と定義したりし、「そのような人々は公的問題の解決に特別顕著な役割を引き受ける」⁽¹¹⁾と述べている。学説では、「一般的」あるいは「あらゆる点で」あるいは「全面的に広がる」あるいは「非限定的な」公的人物として、さまざまに知られた大いに稀有な人物をさすと理解されている。⁽¹²⁾

最高裁判所の判例としては、一九八八年の *Hustler Magazine v. Falwell*⁽¹³⁾ がある。本件は、男性雑誌 *Hustler* のパロディ広告によるプライバシー侵害や名誉毀損などを根拠として、全米に極めて名の知れたキリスト教系テレビ福音伝道師である原告 *Falwell* が損害賠償を求めた訴訟である。保守派政治運動主宰者など多彩な社会的活動を紹介したうえで、両当事者とも原告の地位に異論を唱えていないことから、明確に公的人物であると認定した。⁽¹⁴⁾

② 限定的公的人物

a 非自発的公的人物

著名な事件に巻き込まれ、不本意にも社会の注目を集めた被害者や被疑者などが含まれよう。一九七九年の *Wolston v. Reader's Digest Ass'n, Inc.*⁽¹⁵⁾ に *ワルストン* 犯罪の被疑者は公的人物ではないと判断されている。本件は、一九五八年にニューヨークの特別連邦大陪審の召喚に応じなかったことによって法廷侮辱罪で有罪判決を受けたた

けであるにもかかわらず、一九七四年に被告 *Reader's Digest* の出版した本が誤って原告をソ連の諜報員としてスパイ罪で起訴されたとした事件である。六人の裁判官による法廷意見は、原告はスパイの捜査をめぐる公的論争の最前線に「自発的に躍り出た」ことも「自らを投げ入れた」こともないから私人であると判示した。⁽¹¹⁾ 犯罪行為に關与しただけで機械的に公的人物になるわけではないことにも言及した。⁽¹²⁾

ただ、*Gertz* 判決以前には、プライバシー侵害訴訟ではあるが一九六七年の *Time, Inc. v. Hill*⁽¹³⁾ において犯罪被害者とその家族が私人とされたにもかかわらず公的関心事を理由に現実的悪意の法理が適用され、一九七一年の *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.* でも同じく公的関心事を理由に犯罪の被疑者に対して同法理が適用されている。相対多数意見とはいえ、「公衆の主要な関心は出来事にある」として、逮捕・家宅捜索を受け「公的関心 (public interest)」の対象になった出版取次業者まで公的人物とされてしまったのである。

b 自発的公的人物

自発的公的人物について最高裁判所は、「より一般的に、公的人物として分類された人たちは、関わった問題の解決に影響を及ぼすために特定の公的論争の最前線に自ら躍り出た」とか、「自発的に特定の公的論争に自らを投げ入れるか、あるいは引き寄せて、その結果、限定的な範囲の問題のための公的人物になる」と述べている。⁽¹⁴⁾

この類型は、最も判断が微妙である。*Gertz* 判決以前のものは、一九六七年の *Curtis Publishing Co. v. Butts*⁽¹⁵⁾ *Associated Press v. Walker*⁽¹⁶⁾ がである。前述のように、前者は民間団体に雇用されていた州立大学体育監督、後者は政治活動に關与していた退役陸軍将校が原告である。相対多数意見は、二人とも公表時にはかなりの程度、公的関心を集めていたことから、通常の不法行為法の準則のもとでは公的人物として分類されると判断した。⁽¹⁷⁾

一九七〇年の Greenbelt Cooperative Publishing Ass'n, Inc. v. Bresler⁽¹²⁸⁾、メリーランド州で高校用地の売買などを巡り市と交渉していた地元では著名な不動産開発業者について、市議会で論議されて住民の関心を集めていたうえ、市の将来の開発に関与していたことなどを理由として、明確に公的人物の範囲内にあると判示された⁽¹²⁹⁾。

一方、一九七四年の Gertz 判決では公的人物を狭く解した。上诉人の弁護士は、コミュニティーや職業上の出来事で長年活躍して著書や論文も公表しているから若干のサークルではよく知られていたものの、コミュニティーで一般的な評判を得ていた訳ではなく、公的問題の渦に自らを投げ入れず公衆の注目も集めなかったなどとして公的人物性を否定した⁽¹³⁰⁾。こうした私人は過失を立証すれば足りるとして判例を軌道修正し、その名誉を保護した。

また、一九七六年の Time, Inc. v. Firestone⁽¹³¹⁾では、離婚訴訟で話題となった富豪夫人は公的人物に該当しないとされた。本件は、フロリダ州の社交界の花形である富豪夫人の不倫などを理由に富豪の離婚が認められたかのように雑誌 Time が誤って報じたのに対し、夫人が名誉毀損訴訟を提起したものである。五人の裁判官による法廷意見は、「被上訴人〔富豪夫人〕は、恐らくパーム・ビーチの社交界を除いては社会の出来事において特別顕著な役割を引き受けなかったし、そこで問題となっている論点の解決に影響を及ぼすため特定の公的論争の最前線に躍り出なかった⁽¹³²⁾」として私人であると判示した。離婚問題が公衆の関心を集めたとしても公的論争と同一視できる訳ではなく、夫人は夫婦間の問題を解決するための法的手続を強いられたのであるから自発的とも言えず、裁判手続による離婚は Gertz 判決で言及された「公的論争」ではないと述べた⁽¹³³⁾。夫人が訴訟の間に二、三の記者会見をした事実は彼女を公的人物の地位に変えなかったし、訴訟の結果に影響を与えるためにそれらを利用しようとした徴候もなかったと判断した⁽¹³⁴⁾。限られた一定の地域で著名であっただけでは公的人物とは言えないことになる。本判決は、かなり大きなコミュニティーで一般的に著名でなければ公的人物にならないことを示したと言える。

一九八五年の *Dun & Bradstreet, Inc. v. Greenmoss Builders, Inc.*⁽¹³⁵⁾ は、被上訴人の建設業者について私人であることを前提に審理している。一九八六年の *Philadelphia Newspapers, Inc. v. Hepps*⁽¹³⁶⁾ においても、不正行為の疑いがあり、州政府に影響力を及ぼしうる軽飲食物販売店チェーン関連会社の主要株主である原告について、*Gertz* 判決のような私人であると認定した⁽¹³⁷⁾。

以上のように判例を概観すると、裁判所は、公然と注意をひく原告に公的人物の地位を与えることをしづつているようにも見える⁽¹³⁸⁾。非自発的公的人物について *Gertz* 判決は、「意図的な行動なく公的人物になる」もので、その「例は極めて稀でなければならぬ」としている⁽¹³⁹⁾。全面的公的人物の類型も *Gertz* 判決以降「極めて稀⁽¹⁴⁰⁾」とされていることから、結局、自発的公的人物に該当するかどうか最大の論点として浮かび上がってくる⁽¹⁴¹⁾。具体的には「名譽毀損を生じさせた特定の論争について個人が関与する性質と程度⁽¹⁴²⁾」にかかっているのである。

Gertz 以降の判例は、限定的公的人物原理に関する憲法上の判断において、以下の三つの問題を強調している⁽¹⁴³⁾とされている。①原告は問題あるいは論争の解決に自らを自発的に投げ入れたこと ②その問題あるいは論争は、相当重要な点で公衆などに影響を及ぼしうる解決策に違いなく、それ故、公的論争であること ③名譽毀損はそのような問題に起因あるいは関係したに違いないこと——の三つである。この中で特に注目するのは①の「自発的」と②の「公的論争」の指摘である。確かに、*Gertz* 以降の判例は、自発的と公的論争の要件を強調している。*Firststone* 判決では、原告が社会の出来事において特別顕著な役割を引き受けなかったし、特定の公的論争の最前線に自ら躍り出なかった点を力説している⁽¹⁴⁴⁾。同様に、*Hutchinson* 判決や *Wolston* 判決でも、他の者に影響を及ぼすため公的論争に自らを投げ込まず公費支出に関する広範な問題において顕著な役割を引き受けたことはない⁽¹⁴⁵⁾とし

たり、原告はスパイ捜査をめぐる論争の最前線に自発的に身を投じたこともないとして、自発的と公的論争の要件を繰り返している。つまり、自発的に公的論争に関わる中で名誉毀損が生じたことが重視されているのである。

また、原告の法的地位の決定基準では、① 公的論争があり、不快感を与える出版がなされたか ② 論争の結果に影響するくらい自発的かつ顕著な形で論争に参加したか ③ 名誉を侵害する出版に反論するためメディアにアクセスできるか、という三点が重要であるとされている。ここでは③の「メディアへのアクセス」の要件に注目したい。例えば、Gertz判決では、公的人物は有効なコミュニケーションの経路にかなり大きいアクセス能力を持ち、虚偽の言説を打ち消す現実的な機会を私人よりも持っている⁽¹⁴⁶⁾、と判示している。Wolfson判決でもGertz判決を引用して、メディアへのアクセスの要件を確認している⁽¹⁴⁷⁾。Hutchinson判決においても、メディアへの定期的かつ継続的なアクセスも有していたかどうかに重きを置いている⁽¹⁴⁸⁾。「メディアへのアクセス」の要件は、言論には言論で対抗するという表現の自由における原則が反映したものと見えよう。私人には充足しがたい要件を課すことで、公的人物の輪郭を限定する要素を加えたものと理解できる。

以上の議論を再構成すれば、「危険負担」つまり恒常的あるいは一時的に公的論争に自ら進んで参加したこと——と、「反論能力」つまりメディアへの恒常的アクセス能力——があるかないかが重視されると言える。限定的公的人物を位置づけるうえで、危険を負担した点が必要、反論能力がある点が許容性と捉えうるのである⁽¹⁴⁹⁾。他の諸判決も考察したうえで総合すると、① 名誉毀損の前提となる特定の公的論争の存在 ② 自発的あるいは任意的に、その論争の結果に影響を及ぼすために関与 ③ マス・メディアに定期的継続的なアクセスを有している——ことが自発的公的人物の要件として考えられる⁽¹⁵⁰⁾。

四 結びに代えて

表現の自由の保障と名譽權の保護がマス・メディアの報道によって対立する場合、どちらかを常に優先させることはできない⁽¹⁵³⁾。どのようなときにも表現の自由のため個人の名譽は毀損されても仕方ないと言えないし、個人の名譽のために表現の自由は制限されても仕方ないと言えないからである。また、その二つの価値を常に個別的比較衡量をすることにも問題がある。どのようなときにも常に個別衡量するならば、さまざまな事情が積み重なって提訴される名譽毀損訴訟において、裁判官の主観的な恣意を許す危険が伴うからである⁽¹⁵⁴⁾。これでは報道機関は、どのような表現まで裁判時に許容されるか予測がつきにくく、危ない報道は避けようとする自己規制を招きかねない。こうした萎縮効果は、国民の知る権利という観点からも防ぐ必要があると思われる。そこで、その調整は、個別的な比較衡量ではなく、事前にある程度予測がつく類型的な判断基準が求められると言えよう。

この点、現実的悪意の法理は、事前にある程度予測がつく類型的な判断基準と評価しうる⁽¹⁵⁵⁾。特に、政府と公人に対する批判的言論を抑制してはならないという見地から導入された経緯は注目し値する。ただ、以上にみてきたように、類型の詳細まで確立しているとは言いがたい⁽¹⁵⁶⁾。最高裁判所の判例を概観すると、少なくとも公職者にはその職務の性質などを考慮して制限的に適用されていると見ることができ、公的人物についてはさらに抑制的であることがうかがえる。特に非自発的公的人物についてはほぼ適用外の運用が確定し⁽¹⁵⁷⁾、最も問題になる自発的公的人物についても、これに認定されると名譽權の保護の程度が著しく低減してしまうことから抑制的な運用がなされているとみられる⁽¹⁵⁸⁾。こうした判例の動きに対し、学説の評価はさまざまであるが、名譽毀損法制の改革案も少なからず示されており、これらの点については別稿で考察したいと考えている。

日本において、現実的悪意の法理は特に判例を中心に厳しい見方がなされていることは事実である。しかし、公人についての議論が進んでいるとは決して言えず、公人／私人の区別について考察することは、本稿で検討したような現実的悪意の法理の射程をめぐる論点のみならず、公的関心事の議論を深めるうえでも有益ではなからうか。もちろん、公人をめぐる日米の国民意識の相違点も少なからずあると考えられる。そのような状況下にあっても、アメリカの判例を参考に、日本国憲法の下で表現の自由の趣旨を十分に活かせるよう公人に関する名誉毀損法制を再検討するべきであろう。

(1) 近年の名誉毀損法理の動向については、松井茂記『マス・メディアの表現の自由』八四頁（日本評論社、二〇〇五）参照。

(2) 民事では「署名狂やら殺人前科」事件・最一小判昭四二年六月三日民集二〇卷五号二一八頁で認められ、刑事でも「夕刊和歌山時事」事件・最大判昭四四年六月二五日刑集三卷七号九七五頁で導入された。

(3) 松井茂記『マス・メディア法入門（第三版）』一一四頁（日本評論社、二〇〇三）、山川洋一郎「真実証明および相当性についての考え方」日本新聞協会研究所編『新・法と新聞』所収三三九頁（日本新聞協会、一九九〇）など参照。

(4) 以下、特に断りのない限り本文中の「最高裁判所」は、アメリカ連邦最高裁判所のことをさす。

(5) 376 U.S. 534 (1964)、久保田きぬ子・アメリカ法一九六五、一三九頁、堀部政男・英米判例百選（第三版）五〇頁（一九九〇）、奥平康弘『ジャーナリズムと法』一八三頁（新世社、一九九七）参照。

(6) 刑事名誉毀損にも適用されたが、アメリカの判例においては主に民事名誉毀損が問題になっていることから、本稿でも民事訴訟を前提に考察する。法理の展開については、清水公一「アメリカ合衆国における憲法・法理としての名誉毀損法の展開」慶応義塾大学法学政治学論究二号二七頁（一九八九）参照。

(7) 法理の射程を詳細に検討したのとして松井茂記「名誉毀損と表現の自由（一）（二）（三）（四・完）」民商法雑誌八七卷四号三七頁、五号二六頁、六号一三頁、八八卷一五頁（一九八三）（以下、松井「名誉毀損」として引用する）。「公人／私人」に焦点を当てたものとして喜田村洋一「報道被害者と報道の自由」五頁（白水社、一九九九）参照。

- (8) 松井「名誉毀損(二)」前掲注(7)五三頁参照。
- (9) Ingber, *Defamation: A Conflict between Reason and Decency*, 65 V.A.L. REV. 785, 797-800 (1979).
- (10) 315 U.S. 568 (1942).
- (11) *Id.* at 571-72.
- (12) 343 U.S. 250 (1952).
- (13) 376 U.S. 254 (1964) [以下「Times判決」表記する]。
- (14) *Id.* at 270.
- (15) *Id.* at 271-72.
- (16) *Id.* at 279-80.
- (17) See Ingber, *supra* note 9, at 801.
- (18) See *The Supreme Court, 1984 Term: I. Constitutional Law*, 99 HARV. L. REV. 120, 222-23 (1985).
- (19) 379 U.S. 64, 67 (1964).
- (20) *Id.* at 74-75.
- (21) 385 U.S. 374 (1967).
- (22) *Id.* at 390.
- (23) 388 U.S. 130 (1967).
- (24) 388 U.S. 130 (1967). 両事件について堀部政男・アメリカ法一九六九―六四頁参照。
- (25) See Ingber, *supra* note 9, at 806.
- (26) 403 U.S. 29 (1971).
- (27) 418 U.S. 323 (1974). 堀部政男・アメリカ法一九七六―一四頁参照。
- (28) *Id.* at 332.
- (29) *Id.* at 344-45.
- (30) *Id.* at 343-45.

- (1) *Id.* at 347-48.
- (2) *Id.* at 349-50.
- (3) *Id.* at 346.
- (4) See MARC A. FRANKLIN & DAVID A. ANDERSON, MASS MEDIA LAW 289 (5th ed. 1995).
- (5) 424 U. S. 448 (1976).
- (6) 443 U. S. 111 (1979).
- (7) 443 U. S. 157 (1979).
- (8) 472 U. S. 749 (1985). 紙谷雅子・アメリカ法一九八七―四二二頁参照。
- (9) *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.*, 403 U. S. 29, 43-44 (1971).
- (10) 472 U. S. at 751.
- (11) *Id.* at 756-58.
- (12) *Connick v. Myers*, 461 U. S. 138, 147-48 (1983) では、「公的関心事かどうかは記録全体によって言説の内容、形式および文脈で決定されると基準の明確化に努めている。
- (13) 472 U. S. at 761-62.
- (14) *Id.* at 763.
- (15) 475 U. S. 767 (1986). 紙谷雅子・アメリカ法一九八七―二二七頁参照。
- (16) *Id.* at 775.
- (17) *Id.* at 776.
- (18) See W. PAGE KEETON, DAN B. DOBBS, ROBERT E. KEETON & DAVID G. OWEN, PROSSER & KEETON ON THE LAW OF TORTS 807-08 (5th ed. 1984) [以下 PROSSER & KEETON として引用する].
- (19) 紙谷・前掲注(45)二二九頁では、公的人物／私人と公的／私的関心事という二つの基準は類語反復的記述で基準としての有益性には疑問がある、と指摘している。
- (20) 379 U. S. 64, 74 (1964).

- (15) 390 U. S. 727 (1968).
- (16) *Id.* at 731.
- (17) 401 U. S. 279 (1971).
- (18) See FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 308. 区別は裁判所が連邦法の下で解決すべき問題と見なされる。
- (19) *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U. S. 323, 344 (1974).
- (20) *Id.* at 345.
- (21) *Id.* at 342.
- (22) *Id.* at 344.
- (23) *Id.*
- (24) *Id.* at 345.
- (25) See PROSSER & KEETON, *supra* note 48, at 805.
- (26) RODNEY A. SMOILA, LAW OF DEFAMATION 2-78 (2th ed. 2002).
- (27) FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 289.
- (28) *Hutchinson v. Proxmire*, 443 U. S. 111, 120 n. 8 (1979). DONALD M. GILMOR & JEROME A. BARRON & TODD F. SIMON, MASS COMMUNICATION LAW 221 (6th ed. 1998).
- (29) 376 U. S. at 284 n. 23.
- (30) *Id.*
- (31) 「この「字義」は「公職者から政府の政策、公的政策へのさらには公的領域における問題」という弁証法的進展……を可避せざるを得ない」という字源をなされた。 Kalven, *The New York Times Case: A Note on "The Central Meaning of the First Amendment"*, 1964 SUP. CT. REV. 191, 221.
- (32) 380 U. S. 356 (1965) (per curiam).
- (33) 383 U. S. 75 (1966).
- (34) *Id.* at 86.

- (71) *Id.* at 85.
- (72) *Id.*
- (73) 389 U. S. 81 (1967).
- (74) 390 U. S. 727(1968).
- (75) 401 U. S. 279 (1971).
- (76) 401 U. S. 295, 299 (1971).
- (77) 418 U. S. at 344-45.
- (78) 443 U. S. 111 (1979).
- (79) *Id.* at 135.
- (80) *Id.* at 135-36.
- (81) See SMOLLA, *supra* note 62, at 2-30,2-31, 2-32.
- (82) See Smolla, *Let the Author Beware: The Rejuvenation of the American Law of Libel*, 132 U. PA. L. REV. 1, 69 (1983).
- (83) GILMOR & BARRON & SIMON, *supra* note 64, at 221.
- (84) PROSSER & KEETON, *supra* note 48, at 806. 警察官の外部調査による公職者として扱われる」と説明している。
- (85) 383 U. S. 75, 87 n. 14 (1966). SMOLLA, *supra* note 62, at 2-125, 2-126.
- (86) 418 U. S. at 351.
- (87) FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 293.
- (88) 401 U. S. 265 (1971).
- (89) 401 U. S. 295 (1971).
- (90) FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 290.
- (91) 401 U. S. 265, at 273-74.
- (92) *Id.* at 277.

- (83) 401 U. S. 295, at 299.
 (94) *Id.* at 300-01.
 (95) 491 U. S. 657 (1989).
 (96) *Id.* at 660.
 (97) *Id.* at 659.
 (98) *Id.* at 693.
 (99) See FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 289. 松井「名誉毀損（四・定）前掲注（7）五三頁では「Gertz 判決の枠組の下では、『公人』の範囲、とりわけ『公的人物』の範囲が重大な鍵となる」と強調されている。
 (100) 学説には、原告の地位および言論の内容という両立しない裁判所の分類体系のために、公的人物に関する事件は現在のように「学説上の泥沼」でかきまわっている指摘がある。Smolla, *Dun & Bradstreet, Hepps, and Liberty Lobby: A New Analytic Primer on the Future Course of Defamation*, 75 GEO. L. J. 1519, 1568 (1987).
 (101) 388 U. S. at 134.
 (102) *Id.* at 155.
 (103) *Id.* at 162-65.
 (104) See Daniels, *Defamation and the First Amendment: New Perspectives: Public Figures: Public Figures Revisited*, 25 WM. & MARY L. REV. 957, 968 (1984).
 (105) PROSSER & KEETON, *supra* note 48, at 806.
 (106) 418 U. S. at 345.
 (107) See Stern, *Unresolved Antitheses of the Limited Public Figure Doctrine*, 33 HOUS. L. REV. 1027, 1042 (1996).
 (108) 418 U. S. at 345, 351-52. See FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 308-311.
 (109) 418 U. S. at 352.
 (110) *Id.*
 (111) *Id.* at 345.

- (112) *Id.* at 351.
- (113) *Id.*
- (114) SWOILA, *supra* note 62, at 2-101. また、at 2-25では、ボクシングの元世界チャンピオンや全米に名の知られたテレビのシンマー番組司会者を例に挙げてゐる。
- (115) 485 U. S. 46 (1988).
- (116) *Id.* at 57. 本判決は、名誉毀損、プライバシー侵害とともに理由とした「意図的な精神的苦痛の加害」に基づく損害賠償訴訟にも現実的悪意の法理が適用されることを明らかにした。
- (117) 443 U. S. 157 (1979).
- (118) *Id.* at 166.
- (119) *Id.* at 168.
- (120) 385 U. S. 374 (1967).
- (121) 403 U. S. 29 (1971).
- (122) *Id.* at 43.
- (123) 418 U. S. at 345.
- (124) *Id.* at 351.
- (125) 388 U. S. 130 (1967).
- (126) 388 U. S. 130 (1967).
- (127) *Id.* at 154.
- (128) 398 U. S. 6 (1970).
- (129) *Id.* at 7-9.
- (130) 418 U. S. at 351-52.
- (131) 424 U. S. 448 (1976).
- (132) *Id.* at 453.

- (133) *Id.* at 454.
- (134) *Id.* at 455 n. 3.
- (135) 472 U. S. 749, 751.
- (136) 475 U. S. 767 (1986).
- (137) *Id.* at 776.
- (138) See GILMOR & BARRON & SIMON, *supra* note 64, at 219. 団体役員やコンサルタント、教師、弁護士、内科医、訴訟当事者など多岐にわたる私人に分類され、裁判所の区別は非常に曖昧で、時には恣意的でさえある、と述べている。
- (139) 418 U. S. at 345.
- (140) FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 308. See also SMOLLA, *supra* note 62, at 2-101.
- (141) 松井「名誉毀損（四・完）」前掲注（一）五四頁参照。
- (142) 418 U. S. at 352.
- (143) PROSSER & KEETON, *supra* note 48, at 806.
- (144) 424 U. S. at 453.
- (145) 443 U. S. 111, at 135.
- (146) 443 U. S. 157, at 166.
- (147) GILMOR & BARRON & SIMON, *supra* note 64, at 210.
- (148) 418 U. S. at 344.
- (149) 443 U. S. 157, at 164.
- (150) 443 U. S. 111, at 136.
- (151) スモロー教授は「最高裁判所は少なくともメディアへのアクセスよりも重要な意味を持つものとして自発的の要件を扱っているように思われる」と述べている。SMOLLA, *supra* note 62, at 2-56, 5.
- (152) 松井「名誉毀損（四・完）」前掲注（一）六〇頁では、限定的公的人物の要件について「その人が(i)具体的な「公的論争」に、(ii)自発的ないし任意的に、(iii)その論点の結果に影響を与えるために、(iv)問題の表現以前に、(v)かなり積極的な関

与をしていて、かつ(vi)マス・メディアに定期的かつ継続的なアクセスを有していること」の六つを挙げている。

(153) 喜田村『報道被害者と報道の自由』前掲注(7)一七九頁参照。

(154) 芦部信喜『現代人権論』一七五頁(有斐閣、一九七四)参照。

(155) 芦部信喜『憲法学Ⅲ(増補版)』三五一頁(有斐閣、二〇〇〇)は、日本の相当性理論について、表現の自由に配慮した定義づけ衡量を明確にした点ではきわめて注目に値するが、現実的悪意の法理と比べると、なお表現の自由の自己統治の価値を十分に活かしていないのではないかと、疑問を呈している。

(156) Schauer, *Defamation and the First Amendment: New Perspectives: Public Figures*, 25 WM. & MARY L. REV. 905, 935 (1984) では、法的な分類が整然としていないことほめたになく境界も曖昧であるから、分類の重要な相違点を無視しなごう、境界線ではなく核心部分に焦点を合わせる必要がある、と述べている。

(157) Smolla, *supra* note 100, 1569. 非自発的の公的人物について、公的論争における、より周辺の参加者は、ますます私人として分類されるだろう、と指摘している。松井「名誉毀損(四・定)前掲注(7)六〇頁では、「公的論争に巻き込まれたことによる『公的人物』は、事実上否定された或は少なくとも極めてありそうもないと考えられる」と評している。

(158) See Smolla, *supra* note 100, 1569. 限定的公的人物は論争への自発的参加を強調したり原告の関与と名誉毀損的言説の強い関連を要求する点で適用が制限され、中核的な公的人物以外は法理の適用外におかれる、と分析している。

(159) See, e.g., Anderson, *Is Libel Law Worth Reforming?*, 140 U. PA. L. REV. 487 (1991); Epstein, *Was New York Times v. Sullivan Wrong?*, 53 U. CHI. L. REV. 782(1986); Schauer, *supra* note 156; Daniels, *supra* note 104; Del Russo, *Freedom of the Press and Defamation: Attacking the Bastion of New York Times Co. v. Sullivan*, 25 ST. LOUIS U. L. J. 501(1981).

(160) See, e.g., FRANKLIN & ANDERSON, *supra* note 34, at 336; Akerman, *Bringing Coherence to Defamation Law through Uniform Legislation: The Search for an Elegant Solution*, 72 N. C. L. REV. 291(1994); Smolla & Gaertner, *The Amenberg Libel Reform Proposal: the Case for Enactment*, 31 WM. & MARY L. REV. 25(1989); Leval, *The No-Money, No-fault Libel Suit: keeping Sullivan in its Proper Place*, 101 HARV. L. REV. 1287(1988); Barnett, *Declaratory Judgments for Libel: A Better Alternative*, 74 CALIF. L. REV. 847(1986).